

## 第 44 回人口・社会統計部会議事録

1 日 時 平成 25 年 11 月 18 日（月）13:00～14:06

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 白波瀬佐和子

（委 員） 黒澤昌子、津谷典子

（専 門 委 員） 荒木万寿夫、久我尚子

（審議協力者） 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、神奈川県

（調査実施者） 総務省統計局統計調査部消費統計課：永島課長、佐藤企画官、寺田統計専門官

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：廣瀬調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、坂井国際統計企画官、木村副統計審査官、小野企業統計体系整備専門職

4 議 題 全国消費実態調査の変更について

5 議事録

○白波瀬部会長 お時間になりましたので、荒木専門委員は少し遅れていらっしゃいました、間もなく御到着の予定です。ただいまから、第 44 回「人口・社会統計部会」を開催いたします。

本日は、佐藤専門委員は御欠席ですので、よろしく御了承ください。

前回の第 43 回部会では、第 42 回の部会で宿題となった事項について、調査実施者から説明があった後、審査メモ 6 ページから 7 ページの「（2）今回調査事項の変更」について審議を行いました。その結果、委員及び専門委員の御意見に対し、何点か改めて調査実施者から御説明いただく点はありますけれども、総論としては適当であると判断しております。

なお、委員及び専門委員の御意見に対して宿題となっているものは、大きく 6 点ありました。これらにつきまして、調査実施者である総務省統計局において、鋭意作業を進めていただいておりますが、先日の部会から間がありませんので、回答の準備に時間を要するものもあります。したがって、本日は、準備のできたものについて回答していただきます。残りについては、次回の 11 月 26 日開催予定の部会において回答を頂くことにします。

前回の部会の結果概要（未定稿）が参考資料 1 として添付されておりますので、御覧になりながらお聞きいただければと思いますけれども、まず、本日の部会で回答を頂く予定の宿題につきましては、これから申し上げる 3 点でございます。

①世帯票の「育児休業の取得の有無」の設問について、取得期間を「これまでの期間」

と「今後の予定」別に把握した方が良いのではないかという点。

②世帯票の「就業・非就業の別」の設問について、契約社員や嘱託の人が「その他」を選択することが理解できるように注意書きを入れてはどうかという点。

③世帯票の「各種学校・塾など」の設問について、通信教育も含まれるように「記入のしかた」で説明した方が良いのではないかという点です。

また、11月26日の部会で回答いただく予定の宿題につきましては、次の3点となります。

④世帯票の「被災による転居の有無」の設問について、一時的に転居して戻った場合の区分を選択肢として追加してはどうかという点。

⑤世帯票の「その他の人」の設問について「有料老人ホーム」を選択肢として追加できないかという点。

⑥世帯票の「要介護・要支援の別」の設問について「40歳未満の方は回答不要です」と注意書きされているが、「40歳未満の世帯員は回答不要」とした方が混乱しないのではないかと、ということです。

⑥につきましては、これを受けて調査実施者から、「(13)介護の状況」と「(14)要介護・要支援の別」の設問に併せて再検討することとされております。

本日回答していただく事項については、調査実施者から後ほど説明していただきます。

なお、先日の第43回部会の結果概要につきまして、事務局から委員、専門委員の皆様へ御確認いただいておりますが、先日の部会から時間がありませんことから、本日は未定稿の資料として事務局がまとめたものを参考配布しておりますので、御了承ください。

第42回の結果概要につきましては、皆様の確認が済んでおりますので、確定版として添付されています。

なお、先日の部会終了後、本日までに委員、専門委員の皆様から意見や要望や資料の要請等は出されていないようですが、今後もお気付きの点がございましたら、事務局までメール等により御連絡いただきますようお願いいたします。

また、本日の部会は13時から16時までの予定となっておりますけれども、審議予定が一通り終了した段階で終了させていただきたいと思っておりますので、御協力のほどお願いいたします。

それでは、初めに、本日の配布資料について、事務局から説明をお願いします。

○木村総務省政策統括官付副審査官 本日の配布資料でございます。

新たにお配りしております資料としましては、資料1-1と資料1-2でございます。前回の部会で、本日改めて説明することとされました事項について、調査実施者である総務省統計局が作成されたものでございます。

このほか参考と致しまして、前回の部会の結果概要（未定稿）を参考1として、先日の11月8日の結果概要（確定版）を参考2として配布させていただいております。

また、メインテーブルに御着席の皆様には、本調査の前回平成21年に実施しました際の

各調査票の「記入のしかた」につきまして、席上配布させていただいております。

そのほかの資料につきましては、前回までの部会でお配りしたものを使用させていただきます。

事務局からは以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、全国消費実態調査の諮問に係る第3回目の部会審議に入ります。

本日は、まず、前回の部会で宿題となっていた事項について、調査実施者から説明していただき、この審議を最初に行いたいと思います。

それでは、調査実施者から説明をお願いします。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 統計局でございます。

資料1-1を使いまして御説明いたしますが、資料1-2の新しい世帯票の修正案がございますので、適宜御参照いただければと思います。

まず、資料1-1の1ページ目、育児休業のところの関係で、これまでにした取得期間とこれから休む予定である取得期間に分けて調査してはどうかという御宿題を頂いております。

回答と致しましては、基本的にはそのような工夫をしたいということでございます。

下の図に変更案を書いてございますが、平成26年9月1日時点を原則に行いますので、その前ということで、8月までに取得した期間を月単位に切り上げたものを記入いただくように、9月以降これから取得することになる期間をやはり月単位に切り上げて記入していただくという形に変更したいと考えております。

ただし、調査票のスペースの問題がございまして、中段の部分が折り目になっていて使えないということもありますので、これまで最初の案だと週単位に把握することとおったのですが、そこはやむを得ず月単位に変更するというところでございます。

続きまして、2ページ目を併せて御説明します。

まず、前段の「就業・非就業の別」のところ、「その他」の中に契約社員の方とか嘱託の方などがいるわけですが、その方々が「その他」になるのだということをごきちん分かるように注意書きを入れてはどうかというお話でございました。

これは調査票の方にスペースの余裕がございましたので、二つ注書きが既にあるのですが、三つ目として「契約社員、嘱託などは『その他』に記入してください」という注書きを追加するように修正いたしました。

その下、3番目のところでございますが、「各種学校・塾など」に通信教育が含まれるのかという御質問を前回頂きまして、含まれますというお答えをしたのですが、そこは書く人が分かりにくいというお話がございましたので、これから作成することになる「記入のしかた」に明記させていただくことにしております。

3点、以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、ただいまの説明に対して、御意見等があれば御発言をお願いいたします。

津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 これは、私が前回行った質問ですので、一言申し上げます。所得との関連を見るという目的があるということでしたので、このようにした方がよいと思います。

ただ、一つ確認をしたいのは、前回も専門委員から御意見が出たと思うのですが、男性などで例えば2週間休んだ場合、これは「0.5 か月」なのですけれども、現在の調査票では、この情報を月単位で取ることになっていますが、そういう場合にどのように記入をするのでしょうか。四捨五入をするのでしょうか。そういうことを手引に明記する必要があると思います。これは新しい設問ですね。世帯票の全員に聞いているわけですね。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 切り上げでございます。調査票にも書いてございます。

○津谷委員 そうですか。それはきちんと明記されるということですね。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 はい。

○津谷委員 分かりました。結構かと思います。

○白波瀬部会長 久我専門委員、お願いします。

○久我専門委員 前回、男性の育休という話をさせていただいたのですが、あの後、社に戻りましてから調査の結果などを見て、男性の育休取得率は過去最高でも2.6%という数値を目にしましたので、来年度の調査ではこれでいいのかと思います。ただ、男性の育休の方が世帯収入に与える影響は大きいと思いますし、次回の平成31年の調査では男性の育休も増えてインパクトも大きくなるのが予想されますので、今後御検討をお願いしたいと思います。

○白波瀬部会長 貴重な御意見をありがとうございます。

とりあえず、この枠組みでは、次回のということは議事録では残りますけれども、一応、今回はこちらの修正に対してどうするかというところで議論を進めさせていただきたいと思いますので、その点のみ御了解いただければと思います。

そのほかにございませんでしょうか。

荒木専門委員、お願いします。

○荒木専門委員 通信教育の方については、私からコメントを差し上げたと思うのですが、けれども、昨今、古くはZ会とかの通信添削とか、最近はおんデマンド型のストリーミングでの予備校みたいなものもありますので、こうした形で入れていただけると大変ありがたいと思います。ありがとうございました。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

何かほかにありますか。よろしいでしょうか。

では、本日この修正に関しては、御了解を頂いたと判断をさせていただきたいと思いません。

また、26日の部会で回答される予定の内容について、調査実施者から事前に方向性等を

お話しすることは何かございますでしょうか。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 若干追加をさせていただきたいと思います。

残りの3点については、今も検討中でございますが、午前中も打ち合わせをして幾つか指示をしたところでございますが、26日の回は、この関連で御発言した委員、専門委員の何人か御欠席の方もいらっしゃるかと聞いておりますので、できるだけ今の検討状況を詳しくお話しさせていただきたいと思います。

まず、3ページの「回答4」の部分ですが、「被災による転居の有無」の関係です。現在「転居していない」「転居している」という2区分で作成しておりますが、これについて第3の選択肢として「一度転居して戻った」というものを付け加えてはどうかという御意見を頂いております。

当初の案の整理だと、一度転居してまだ戻っているものは「転居していない」というところに○を付けてくださいということで大きく二分をしたいという考えなのですが、改めて御指摘を踏まえて考えておりますが、実際に調査票を記入していただく方が一度転居して戻っている場合に、「転居した」と書く可能性が確かにあるのではないかと改めて思い至りまして、今、検討中のものとしては、選択肢を一つ入れる余裕がスペース的にまだございますので、三つにしたいと考えております。

一つは「転居していない」、もう一つは「転居したが元の住居に戻っている」、このワーディングの方が間違いないだろうということ。それから3番目が「今も転居先にいる」ということで、転居したかどうかということと、現在もその転居先に継続的にいると。

居住場所が今も被災の時点とは変わっているところを我々は一番強く捉えたいのですが、前に住んでいた場所と違うところで現在生活をしているということが現在の支出とか年収に与えるインパクトがやはり一番大きいだろうということで、そこを取りたいという狙いなのですが、より正確な記載をしていただくという意味で、選択肢を増やした方がいいのかなということで、三つにする方向で今、検討してございます。

5番目ですけれども、これは調査票の中の「(16)その他の人」。家族であって、世帯の外で生活している人が、どのような方がいて、何人いるかということ。「入院」、「介護保険施設入所」、「学業」、「その他」と4区分に分けて書いていただくところなのですが、この中で介護保険施設入所に当たらない、例えば有料老人ホームに入っている方というところも介護との関係では把握する必要性が高いのではないかと御指摘を頂きました。確かに介護保険施設については、我々は公的なものだけを考えておりますが、そこに入れないで民間のところとなると、より一般的には高い費用が掛かるということになりますので、支出との関係で相関が高いだろうということもございましたので、ここも検討した結果、もう一つ入れてもスペース的にはぎりぎり何とかなるということがございますので、選択肢を追加したいと考えております。ワーディングが悩ましくて、「有料老人ホーム」としてしまうと、その定義がどのようなものであるとか、その他として漏れるものがあるかどうかとか、その辺りは検討しておるのですが、これは私の個人的な考え

なのですが、介護の関係を取りたいというところが重視したいものですから、介護保険施設入所の下に「他の介護施設入所」として、介護保険施設に該当しないけれども、介護の関係で外に出ている人がいるよというところを網羅的に把握したらどうだろうかと考えております。ワーディングについては、御意見を頂ければ幸いです。

詳しい内容は「記入のしかた」等で定義を書くことと致しますが、このようなやり方でもいいかどうかについて御意見を頂ければと思います。

最後6点目でございますが、調査票の表面の関係です。一番下の欄「(13) 介護の状況」「(14) 要介護・要支援の別」という選択肢がございます。ここについて括弧書きである「40歳未満の方は、回答不要です」というワーディングについて最初に御意見があり、この扱いについて間違いやすいという話もあるのでないかということがあったかと思いますが、確かに(13)は、その世帯員の方がほかの方を介護している場合にしているか、していないかということを書いていただく部分でございます。その後の(14)は、多分「介護をしている」と答えた人の場合は「していない」になる。その御本人が、介護を受けているかどうかという区分なものですから、質問項目の主語が変わってくる。主語というか、聞いていることの主体、目的の関係が変わってくるというところがありまして、確かにその部分は分かりにくいと思われました。記入者が間違えてしまう可能性が高いのではないかとございまして、ここをどうしたらどうかということで、今、検討しているのですが、他の部分の長さを少しづつ縮めるなどしてスペースを何とか1行分生み出して、(13)と(14)の間に説明文を入れる細い欄が入れられないかという検討をしています。そこに、以下の質問は世帯員の方で介護を受けている方の要介護・要支援の状況を書いてもらうものですということを書けばと誤解がないかなということで、そんな方向で考えております。その際、ワーディング等で頂いた御意見は、修正等をして対応したいと思っておりますが、(13)(14)で聞いていることが連続しているかのように見えるけれども、実は違う内容になっていくという部分を少し工夫して誤解のないようにしたいと思っています。

簡単ですが、今の検討状況としては、以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御意見を賜りたいと思います。

まず初めの「被災による転居の有無」について、専門委員からの御提案に対して、三つのカテゴリーで対応しようかという話ですけれども、特に次回御出席できない先生を中心にお願いいたします。

津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 この提案をしたのは私ですので、確認させてください。以前の調査票には注意書きが小さく書いてあって、1回転居をしたけれども、調査時点では戻っている人は「転居しない」に丸をしろとありましたが、この注意書きを読まない場合、1回でも転居したことがあると「転居した」に丸をしてしまいそうだと思います。

きっちり読んで、しっかり考えてくださる回答者は良いのですが、土曜日の午後にもテレビを見ながらとか、ビールを片手に回答されますと、家計簿は恐らく必要書類をちゃんと全部前に出してお書きになると思うのですが、そうでない場合には、この部分はひょっとすると誤解されてしまうでしょう。頂いた修正版では、まず「転居していない」、次が「転居したが元に戻った」、そして「今も転居先にいる」と分かれており、非常にはっきり分かりますし、この修正のための調査票のスペースもあるようですので、この修正案でよろしいかと思えます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

私は、ちょっと分かりにくいというか、修正は良いと思うのですが、「転居していない」「転居しています」。転居した中で「今は戻っている」「転居したままである」と、若干でこぼこがあるような気もするので、ワーディング上、もう少し立ち位置が分かるようにしていただくと良いと思えます。

ここだと、結局場所が中心なので、転居をしているかどうかというところで、転居した人を分けているみたいなのですが、ワーディングをもう少し考えていただくと大変ありがたいかと思うのですが、いかがでしょうか。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 まだ正式にお出ししていませんし、26日にお出しする前にいろいろ御意見を頂ければ対応したいと思いますけれども、もうちょっと具体的に教えていただくと案を考えやすいのですが。

○白波瀬部会長 津谷委員がお尋ねになったことについては対応の方向ということで、私も三つでよろしいかと思うのですが、「転居していない」、その次は「転居して戻っていない、今も転居先にいる」、というのはいかがでしょう。

○津谷委員 二つ目は「戻った」ですね。

○白波瀬部会長 「転居して戻った」です。

○津谷委員 「転居したが、戻った」。

○白波瀬部会長 何と言ったらいいのでしょうか。うまく説明できないのですが、今いるところについて、「転居しましたか、しませんか」ということですね。「今いるところが転居しているところですか、どうですか」を尋ねたいということですね。

つまり、戻ったかどうかではなくて、転居先にいますかどうか、を確認したいということですね。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 今いる場所を「転居」と表現することにやや違和感があるということでしょうか。

○白波瀬部会長 すみません、私が少々混乱しているのですが、転居先にいてこの質問に答える場合を考えますと、確かに転居先にいる人は転居先にいますよ、と回答するでしょう。しかし、「戻っている」という回答は、転居先から元に戻っているということですね。転居先のままですということは、戻った人にとっては転居先のままなのですけれ

ども、「戻る」といった場合の「どこからどこへ」の矢印が少し混乱しそうな気がします。組合せの問題だけなのですが、御検討だけで結構です。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長　まず、少し補足だけさせていただきます。

資料1-2を見ていただくといいと思います。裏面上段「IV」のあたりの一連の四つある(18)から(21)の今(21)が問題になっているのですが、一連の設問のところの関係なのですが、一番初めの(18)で「過去5年間に罹災証明書を受けたことがありますか」という設問がございます。この罹災証明書というのは、住宅の被害状況について発行されるものでありまして、これが「はい」と答えた人が以下の(19)(20)(21)を答えていくという設計になっております。

ですから、まず罹災証明が出ている住宅というものが一つ(18)で確定するのですけれども、その場所を起点と考えているものですから、(21)だけ見ると確かに混乱があると思います。今いる場所を転居先と思うのか、もとの場所と思うのかというのが、そこだけだと分かりにくいのですが、実は(18)で罹災証明書を受けたという場所が、5年間に2か所、3か所で被害を受けている方がいれば、またちょっと分かりにくいかもしれませんが、まずそういうケースはないと想定していますが、罹災証明書を受けた災害の被害を受けた場所というのがありまして、そこから移っている先を「転居先」と考えております。

ですから、転居したというのは、その場所から1回離れて、そのままにいるものも「転居先にいる」と表現してしまっていて、新しい家を建てたり、修繕したりして住めるようになったので、元の住居に戻ったというのが2番目のところを想定しているのですが、確かに住んでいる人から見ると、今いる場所が常に主の場所かもしれませんので、そこをどう見るかということ、あくまで罹災証明書を受けた場所との関係だというのが曖昧かもしれませんので、考えてみたいと思います。

○白波瀬部会長　津谷委員、どうぞ。

○津谷委員　これは世帯票ですので、同じ屋根の下に住んで、基本的には家計を共有する人間の集団についての調査票だと思います。そのラインで各設問を読んでくるわけですね。

ただ、「IV」の部分についてはフィルターがかかってしまっていて、先ほどから御説明にあるように、罹災証明を受けた人だけがその下の質問に答えていくわけです。この部分は家とかそういうものに対する被害に対して受ける罹災届を受理した方たちを対象としたものです。

しかし、それまでほかの質問について、自分及びその世帯員について答えているわけですから、それがいきなり今度は家や住んでいる場所についてスイッチするということは恐らく難しいと思うのです。住宅・土地統計調査などは別です。この調査は最初から住宅や土地の調査をしていることが明白なわけですが、ここでみているのは世帯票です。ですから、私が「転居した」という選択肢に、調査時点で元の住居に戻っている人もひょっとしたらちゃんと読まないで丸を付けてしまいませんかと言ったのは、そういう理由です。

ですので、この部分のワーディングはまだ決定していないという御説明ですけれども、

「転居していない」というのは絶対に人間を主に見ていくべきで、住宅を主に見るべきではないと思います。これではかえって混乱します。

ただ、もしどうしてもこの部分が気になるというのなら、「転居したことはない」とか「1回も動いていない」を最初の選択肢とする。次の選択肢は「転居したが戻った」とする。なお、戻った先は今の場所に決まっていますので、余り書かない方が良いでしょう。

そして最後の選択肢は「今も転居先にいる」とすればいかがかと思いますが、具体的なワーディングはお考えになってもいいと思うのですが、とにかく人間を主にしないと、この部分だけ場所や家屋にスイッチするということは、かえって混乱を招くように思います。

○白波瀬部会長 では、次回また御検討いただくということで、よろしく願いいたします。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 お預かりさせていただきますので、次回回答します。

○白波瀬部会長 そのほかはよろしいでしょうか。

では、次の点「その他の人」についてということで、有料老人ホームの区分を追加してほしいということで、黒澤委員から御発言をお願いいたします。

○黒澤委員 御配慮いただきまして、どうもありがとうございます。

正にどういうワーディングにするかというのは本当に困るところで、ただ、御提案いただいたことで私もどうにかなるのではないかと。もっと厳密に言ってしまうと、最近「病院」と称していながら、実は有料老人ホームのようなことを提供しているところもあるので、ただ、その辺りは余り厳密にというよりも、もう一つの有料老人ホームのバルクの部分も把握するということが恐らく大事だと思いますので、御提案のようなワーディングで、しかしながら手引の方に、例えばいわゆる有料老人ホームですとか、グループホームですとかという形で、世間一般に通用しているような名称を入れるというやり方ではいかがかと思いますが。

○白波瀬部会長 基本的には御提案で、もう少しそれを精査していただくということなのですが、基本的には「介護保険施設」を挙げて「その他」というバランスについては、大体よろしいでしょうという感じですね。あとは手引に書いていただく際に少し工夫していただければと思います。

何かほかにありますでしょうか。

では、引き続きよろしくお願い致します。

次の3番目というか、6点目になるのですが、**「要介護・要支援の別」**のところ**で「40歳未満の世帯員については回答不要」**。これは確か津谷委員の方からあったことで、他の委員からも若干御意見が出たように思うのですが、確かに主語があっちこっちに向いているような混乱があるのではないかと御意見です。現時点では真ん中に小さく説明を入れてもらうということなのですが、津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 これについて、私が最初に意見を言ったのは、40歳未満の方の意味が非常に

分かりにくいと思ったからです。おまけにこの部分が太字になっているので、恐らくここを見たときに、回答者が40歳未満であった場合、これは自分のことだと思ってこの部分に全部回答しないで、次のページに進まれると困るなと思いました。この部分のレイアウトがアイキャッチングですし、ちょうど調査票のページの一番下に位置しているということで、スキップされる危険を感じて申し上げたのです。私の解釈では、この要介護・要支援というのは、当然研究者から見れば、介護される必要性のことですので、要介護度という話だと思うのですが、これが一般の方にどれだけ分かるかなと思いました。

ただ、上の介護の状況についての質問も、(13)はケアギビングの方で、(14)はケアレシービングの方なのですが、これらをひと塊で見えてしまい、この上と下をくっつけて、余り考えないで回答してしまう可能性があるのではないかという懸念があるということで申し上げたのです。介護の状況というのは家族による介護の状況だろうと思いますが、介護の状況についての設問についても、この質問は介護をしている方についてのものなのだとことを分かりやすく、大きな字で明記なさった方が良いと思います。細かい注意はもちろん大事なのですが、行間がちょっときつくて読みにくいので、回答者にきちんと読んでいただけるかなと心配です。問(13)と問(14)の間に1行入れて、この下の部分は介護を必要とする人、つまり要介護者のことなのだとことをここで明記しようとなさっているのだろうと思います。1行入れてもよろしいのですが、要は上と下、つまり(13)と(14)を一緒にして答えてしまわないようにより明確にすることが必要ではありませんか。国民生活基礎調査などでも、要介護度を聞いていますが、この場合は、介護についてはギブする方とレシーブする方があり、レシーブする方は介護保険の対象となり、要介護度というのは、その介護保険の対象者の問題であり、そもそも介護保険は40歳未満の方は関係ないので、誤解は少ないと思います。ただこの調査の回答者は、恐らくそこまできちんと分かって一生懸命やってくくださる方ばかりではないと思いますので、この部分をもう少しこの大きく書いてある部分でのワーディングを工夫された方がよい、余り細かいただし書きですとか、手引に頼らない方がいいのではないかなと思いました。

○白波瀬部会長　どうぞ。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長　先ほど今の検討状況を説明した際に、ワーディングのところを余りしゃべらなかったので申し訳ないのですが、ワーディングは二つ直そうと思ってまして、まず、(13)のタイトルを「介護をしている状況」にしようと思っています。

それから、今ある「40歳未満の方は回答不要です」の言葉は、場所は移るのですが、そこについては「40歳未満の世帯員については回答が必要ありません」ということにして、世帯員のところに括弧して「介護を受けている方」みたいなことで、介護を受けている、レシーブだということと、そこは世帯票を記入している人の年齢ということではなくて、対象となっている、レシーブしている方の年齢であるという2点を分かってほしいということを今、考えてございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

○津谷委員 結構かと思います。

○白波瀬部会長 何かありますでしょうか。

黒澤委員、介護のことについて何かありますか。

○黒澤委員 ないです。

○白波瀬部会長 では、今の方向で御検討を続けていただいて、案を次の会議に出していただければと思います。

ということで、一応進捗状況ということだったのですが、3点までについては御了解を得られたということで、今日の御回答については対応させていただきたいと思いません。

引き続いて「(3) 報告を求める者の変更」以降について、審議をしていただきます。全体の議論の中で関連する議論等があった場合は、各事項で議論した後も、各事項の関連を含めて、再度御議論していただくことにしたいと思しますので、よろしく願いいたします。

それでは、審査メモの8ページ、審査メモについての回答の9ページにありますけれども、「(3) 報告を求める者の変更」について、調査実施者から説明をしていただきます。

よろしく願いいたします。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 それでは、使う資料が変わるので恐縮ですが、11月8日の部会でお配りしている資料4-1「審査メモについての回答」という、調査実施者からの資料4の一式の中に入っているものでございますが、こちらの9ページについて御説明を致します。

「報告を求める者の変更」という、かなりテクニカルな言い方をしていますので分かりにくいかと思いますが、内容としては、中段の四角囲みをしているところでございます。調査員の負担の軽減を図ることにより、調査依頼及び記入指導を短期間で確実にを行い、もって、調査の精度向上に資するという目的で、甲調査、全国消費実態調査のメインの調査ですけれども、それにおける1調査単位区の抽出する2人以上の世帯の数を、これまで1調査単位区で12世帯を抽出していたのですけれども、それを11世帯に変更する。

それから、同じ調査区から単身世帯を抽出するのですけれども、それをこれまでは2人以上の世帯の比率が高いところから低いところまで若干差があるものですから、0~2と幅を持たせてそこを抽出することになっておりましたが、そこを1世帯ということで決めてしまうということ。その2点の変更をするということでございます。

ただ、12世帯から11世帯にするからといって、調査する数が減るわけではございません。前回調査と調査対象の数は同程度となるようにということで、つまり、取る調査区の数が増やすという変更をする。あくまで1人の調査員というのは、調査区単位に1人ずつ任命されていきますので、1人の調査員が決められた期間内に記入指導等で回る範囲というものを減らして、同じ期間内に1件ごとの記入指導等により時間を掛けられるように、

丁寧な指導が行えるようにという効果を期待しているものでございます。

論点 a を先に答えてしまっていますが、今、申し上げたような狙いでやっておりまして、記入指導というものは、実はこの手の家計簿とかを書いていただく調査は非常に大事でございまして、普通の方々が書いていただいている家計簿と比べて、調査の場合には記入していただく定義であるとか、程度が違うものですから。皆さん普通に付けていく段階では、自分が分かるように付ければいいわけですから、項目などもアバウトでいいところもあると思いますが、私どもはあらかじめ決められたものに後で符号付けをしていくということがありますので、必要な部分は詳しく書いていかなければいけないということもありますし、買ったものは全部書いてもらうとか、あるいは貯蓄などについても前回この手の調査については非常に未記入が少ないというお話を頂きましたが、これも書いていただく方が自然に少なくなっているわけではなくて、調査員が記入指導をして、書いていなければ、ここも書いていただくのですとお願いをしているために、そういった高い精度の結果になっているということがございます。ただ、だんだん調査環境が悪くなってきているということがございまして、より調査員の記入指導というものがきちんとできるようなということで、一人の調査員が受け持つ数を減らすという改正になっているということでございます。

論点 b は、単身世帯の方の変更です。2世帯から0世帯まであったところを1世帯に固定するというので、どういう効果を想定しているのかという狙いのお話でございまして、単身世帯というのは一般に調査しにくいと我々はよく言うのですけれども、何が原因かといいますと、日中、調査員が活動する時間帯に余り家にいない、留守が非常に多いのです。2人以上いれば、その中の誰かがいればいいのですけれども、単身世帯だとその人がいなければ誰もいないわけですから、あとは猫とか犬がいるかもしれませんが、それではどうしようもないので、非常に面会が困難ということがございます。そういう意味では、一人の調査員が単身世帯を二つ取るということは、結構並大抵ではない状況がございまして、そういったところの負担をより減らして、現実的に対応できることにしていこうという狙いでございます。

それから、今までここの調査区の単身世帯はゼロですという、仮にあそこの世帯は今いるなというのが分かっても、調査対象にできないということがございまして、ある意味もったいない部分もございましたので、そういったところは「1」にすれば取れるようになるということがありますので、せっかく取れるようなところがあれば、調査対象者に抽出できるようにするという。それから、2世帯というかなり重い負担を強いていた部分を軽くするという狙いがあるということでございます。

私どもからは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に対しまして、御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。

久我専門委員、お願いします。

○久我専門委員 この調査員の負担軽減という考え方はよく分かるのですが、単身世帯の部分の0～2世帯から1世帯へ変更して、統計的に何か問題はないのかということをもう少し詳しく教えていただきたいです。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 集計というか、結果公表の方についての説明をいたします。

簡単に言いますと、出た結果そのまま結果表にしているわけではありません。単身世帯の方の支出、収入は、実は性別であるとか、年齢によるとかで大きく違いがあるということが従来から言われておりました、その区分、層ごとにあらかじめ幾ら当たりのサンプルというか、母集団があるかということが分かっていますので、それぞれの比率に応じて戻すような形で逆数をかけて、比推計と言いますが、集計をしておりますので、取れたサンプルがあるところにたまたま多く、例えば男性に多く取れましたということがあるから、結果も男性が多く出てくるかということ、そこは元々母集団が持っている属性に応じて調整していきますので、その点は大きな影響はないと考えております。

○白波瀬部会長 よろしいでしょうか。

○久我専門委員 ありがとうございます。

元々の母集団が持っている属性というのは、例えば家計調査などであらかじめ把握されているということですか。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 直近の国勢調査の結果を基に、若干時点のところの修正を加えるのかもしれませんが、労働力調査でも同様な比率を持っていて、そういったものを参考に作っております。

○白波瀬部会長 津谷委員、お願いします。

○津谷委員 私も国勢調査を恐らく使われているのだろうなと思ったのですが、単身世帯だけではなく、2人以上の世帯についても世帯構造は違いますので、要はウエイトを掛けるわけですね。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 はい。

○津谷委員 分かりました。確認したかっただけですので、結構かと思えます。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。

では、実際に調査を実施していただく自治体ということで、審議協力者であります東京都と神奈川県の方から何か御意見を伺いたいと思います。

東京都の方からよろしく願いいたします。

○古川東京都総務局統計部社会統計課課長 こちらについては、具体的には区市町村の方が行うものでして、秋にたまたま都内区市町村の統計担当課長が集まっての会議の方で、先だって、委員会にこういう形で今、上がっていますという情報提供を致しました。

そこで世帯が12世帯から11世帯になるとか、単身の方が1世帯固定という形で各調査区とも行いますというお話を区市町村に致しましたが、特段、実査を担当する区市町村の方から、大きな形で意見だとかというのは出てきておりません。ですから、その意味で、

ある意味、区市町村の方は受け入れているのかなというのが、現在東京都の方で考えているところの感覚でございます。

○白波瀬部会長 では、神奈川県の方からお願いします。

○松本神奈川県統計センター消費・商業統計課主任専門員 神奈川県ですけれども、実は市の方から、全国消費実態調査の調査事務は大変だという意見ももらっています。具体的には、調査員の方々が事前の例えば名簿作りだとか、依頼業務なども大変であるし、これは12人の段階のときではあるのですが、大変なので、3か月やるのを2か月にして、その間、事前調査を十分かけられるような時間をもらえないかという意見を実はもらっているところです。

実際、私は家計調査の方をいろいろやらせていただいているのですが、同じ家計調査の場合も国勢調査の2単位区、その中で初めの半年6、次に6ということで、ほぼ同じ世帯なのですが、今、非常に厳しくて、地域によって違うのですが、拡張に次ぐ拡張という状況になっています。

そういう意味合いで言うと、なるべく前に準備、名簿作りも多分するのだと思うのですが、その辺の時間をなるべく多くもらわないと厳しいなど。不在の人が非常に多いという状況と、いるのに不在と言ってはおかしいですけれども、いるのに出てきてくれない。居留守を使うみたいな形の方も多し。そういうことで、相当何回も名簿作りにも行かなければいけないのと、依頼のときでも軒並み断られていくという状態がありますので、この辺で時間的な面で余裕がないと大変だなという感じが致します。

○白波瀬部会長 貴重な御意見をありがとうございます。

実施者の方からどうぞ。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 今、都道府県さんの方から二つ御意見を頂きました。いずれの御意見も、調査員の負担はかなり重くて、大変な調査だという改めてそういうお話を頂きまして、そこを更に認識しなければいけないと思うようになりました。

ただ、12人を11人に減らすという意味では負担軽減という意味がありますので、その点については都道府県さんの方も調査員としては、それは良いことなのではないかというお話だったのではないかと思います。ただ、これにとどまらず、更に運用でできること、準備時間、その他工夫できることがまだあるので、もっとしっかり考えろという御指摘かなと思ひまして、その点についてはまだ時間がありますので、更に良い調査、うまくいく調査になっていくように工夫していきたいと思ひます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

やはり窓口になられる課が本当に大変な御苦勞をされておりますので、スケジュールの前倒しのことと、統計全体の広報のお話ですね。いかに大切な調査であって、自分の生活にも直結するののかという広報活動も含めて、特定の調査にはという話ではないのですけれども、努力を進めてまいりたいと実施者の方からもありましたし、お願いをしたいというふうにも思ひます。

では、一応この「報告を求める者の変更」という事案については、基本的には御了解を得たということで判断をさせていただいてよろしいでしょうか。

もし何か御意見等がございましたら、いつも上の方に声を上げていただければ、大変参考になりますので、よろしくお願いいたします。

では、一応この点にいても御了解を頂いたということで、本部会の結論は適当とさせていただきます。

それでは、次に審査メモの8ページ、審査メモについての回答については10ページにございます「(4) 調査方法の変更」について、調査実施者から説明を頂きます。よろしくお願いいたします。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 10ページの(4) 調査方法の変更のところでございます。これは一度8日にも御説明した部分でございます。簡単に言えば、回答の方式を従来型の紙の調査票で返す方式と、オンラインでインターネットを使って返す方式と二つ回答の型が選べるようにするというところでございます。

前回の平成21年調査でも一部の地域で導入しておったのですが、今回から全ての地域で導入して、正に対象者が好きな方を選べる。この際、8日にも御質問いただきましたけれども、途中で切りかえられるのですかというお話がありましたが、家計簿を3か月書いていただいて、それぞれ返していただくのですけれども、途中でオンラインに変えるということもできますし、世帯票だけオンラインで答えたいという場合も可能ですので、その辺りは結構柔軟に対応できるのかなと思っております。

その際にも、オンラインの回答と紙の回答と回答の質は変わるのですかというお話があったかと思いますが、この回答の10の真ん中辺りの参考というところに記載しておりますが、家計簿が1世帯当たり何本記入の内容を書き添えていただいているかということの平均を出しております。オンラインの方が287.8行、紙の方が286.9行。数値的にはオンラインの方が上ですけれども、こんなのは有意差のうちに入りませんので、ほぼ同等の結果であると考えておまして、オンラインか紙かという回答方法の違いが結果に与えている影響は特段、ないのだろうと考えております。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、御意見等があれば御発言をお願いいたします。

津谷委員、お願いします。

○津谷委員 これは全体の御説明のときに申し上げて、専門委員からも御意見が出たかと思うのですが、オンラインによる回答を促進していくというのは、政府統計全体の大きな方向性ですので、調査にオンライン調査を全面的に導入していくということについては、恐らくこの方向性は確かなものだろうと思うのです。

ただ、前にも申しましたが、国勢調査のように調査票が非常に簡単で、そして全員が答えるようなものについては、費用対効果は非常に大きいわけです。簡単ですし、みんなが

答えやすくなる。ただ、調査票が複雑で複数ある調査ではより慎重に考える必要があると思います。例をあげれば厚生労働省の国民生活基礎調査などもそうなのですが、あれは大規模調査の際には五つの調査票があります。それらを全てオンラインで行うことは費用対効果を考えると、必ずしも適切とは限りません。

このような複雑な調査票を、まず政府のシステムに乗せるのも大変だというお話を聞いたのですが、一番大変なのは何かというと、恐らく地方公共団体の調査票審査事務が非常に大きくなる恐れがあるということではないでしょうか。10ページの回答のところの中段にある「これにより、報告者の利便性の向上を図る」とありますが、これは本当に図られると思います。そして「利便性の向上を図るとともに、調査員事務における調査票の回収・審査事務を軽減する」、これも確かに回収された調査票の内容を審査しなくても、ネット上の調査票を工夫することで回答の間違いや無回答が少なくなりますし、自分で合計しなくても、自動的に例えば年収・貯蓄等調査票などを合計してもらえるようになったり、住宅の敷地以上にその一部分を使っているというのが、たまたま誤記をするということもなくなりますので、それは良いと思うのですが、ただ、次の「地方公共団体の調査票審査事務の省力化」については、審査事務自体は省力化できるかもしれませんが、回答された調査票が一部はネットで、その他の一部は紙媒体で出てきたときに、これはチェックの手間が非常に膨大になる可能性がありますので、特に調査対象者の大きい地方自治体などについては、これは覚悟していくべきではないかと思います。

調査員調査で一番良いことは、調査に要する時間の予測がつくことで、調査員さんの調査が終わったときに、調査が終わるわけですけれども、ネットによるオンライン調査ですとある程度の時間の余裕をみる必要があります。これは5年に一度の調査ですから、毎月やっている経常調査ではありませんので、ある程度時間がかかってもよろしいかもしれませんが、それにも限度があります。やはり時間を見ながら、一部例えばオンラインで回答して、その他の部分についてはそうではないことを把握していくことについて、今回初めて全面導入ということですので、あらかじめ試験調査などを実施して慎重に準備される必要があると思います。オンライン化は前に試験的に一部導入されていると思うのですが、全面的にオンライン化するとなると、試験的な導入ではないような問題もひょっとしたら出てくるかもしれませんので、それについては慎重になさってはいかがでしょうか。そして、ここにそのような事務的な処置、つまりチェックの必要性が非常に大きくなるかもしれないということを、良いことばかりではなく、書いておくべきではないかと思います。ただ、ここには書かれていませんが、オンライン化して良いことは何かというと、収集される統計データ情報の精緻化ですね。矛盾するような結果が出てこなくなる。回答間に矛盾があると回答が終了しないというように調査票を設計しておきますと、得られる統計情報の正確性は向上するであろうと思います。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。大変重要な意見だと思います。

どうぞ。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 重要な御指摘をありがとうございます。

何につけ、改善しようとするれば、大きくいろいろなことが変わりますので、新しいことを始めれば、多分多少の混乱は常に起こることですが、できるだけそういったことがないように進めるべきですので、今後の事務の運用において、よくよく都道府県、市町村とも連携して留意していきたいと思います。ありがとうございました。

○白波瀬部会長 都道府県さんの方から、事務処理等について一言何かありますか。

○古川東京都総務局統計部社会統計課課長 特にこの場で何というわけではないのですが、前々回のときにもお話ししたとおり、オンライン調査をこれから推進するに当たっては、全面展開するという形の中で、過去の別調査においてシステムにつながりにくくなったこともあり、区市町村の方が若干システム運用について不満を覚えているようなところもあるものですから、このようなことが繰り返されないようお願いしたい。これからのオンライン推進に一番必要なところかと思っておりますので、是非ともよろしくお願ひしたいと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

神奈川県はよろしいですか。

○松本神奈川県統計センター消費・商業統計課主任専門員 この調査はかなりプライベートなことを聞いていますので、人によって直接出すよりも、ネット等でやった方が気分的に出しやすいという方も多分いらっしゃると思います。

そういう意味では、オンライン調査でいいかなという気が致しますけれども、先ほどのような機械的な問題が起こらなければという話ですが、あと、いかにうまくやり方の説明が、回答がそれぞれできるかということにかかってくるのかなということもあります。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

足元のインフラの問題と、サポート体制について、いろいろな声が上がってくると思いますので、定期的にフィードバックをしていただきながら、進めていただければと思います。

ほかにこの点につきまして、御意見はありますでしょうか。よろしいですか。

では、当該変更事項について、本部会の結論は適当とさせていただきたいと思ひます。

それでは、引き続き、審査メモの8ページ、審査メモについての回答については10ページの「2 前回（平成21年）答申等における今後の課題への対応」について、調査実施者から説明を頂きます。よろしくお願ひします。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 資料の10ページというお話がありましたが、11ページにまたがってしまひて、別紙2と結局そちらに飛ばすような展開になってしまひて大変恐縮なのですが、別紙2という紙が最初の部会の資料でございます。そちらを見ただけであればと思ひます。3枚ものになります。

結構この部分は、これまで御審議いただいた部分とかなりかぶると思ひますので、なる

べく簡潔に申し上げたいと思います。

まず、別紙2の1ページのところですが、a、bと二つ書いてありますが、bの方は今回の審議対象ではないということでございます。

aの方ですが「貯蓄現在高を世帯員別に把握することの可否」とございますが、今日お配りいただいている8日の際の議事録の中でも、貯蓄現在高を世帯員まで正確に把握することは困難なので、世帯員まで正確に捉えるということではないのかという委員の方の御了解を頂いたと記憶しておりますので、これは繰り返しになるので、書いてあるとおりですということで、説明は省略します。

2ページ目に参りまして、世帯票のところの「世帯主との続柄」を追加することで、家族類型集計を行って公表するというので、これも調査票の議論の中で前回、前々回と配偶者の有無という欄を追加して、より世帯類型をきちんと作れるようになるという御説明を差し上げて、ここは適当ではないかという御判断を頂いたところだと思います。

3ページ目に参りまして、これは世帯票の中にある住宅関連の事項について、住宅・土地統計調査や国勢調査とのすみ分けといいますか、調整という視点でも検討しろという御指摘でございました。

これについて8日に申し上げましたが、原則と致しましては、私どもは資産価値の算出あるいは収入構造と密接に関わる部分というものを、いわばフェース事項、分析軸として直接に把握する必要性がございますので、原則論としてはほかの調査であるからといって削除はできないということがございます。

ただ、中身を細かく見ていきますと、例えば水洗式トイレの有無であるとか、これは帰属家賃の算出に今、使っていない、不要であるとか、あるいは普及率が相当に高くなってきているということがありますので、これは削除事項にするということで、前回お話しをして、御了解を頂いたところでございます。

それから、現住居以外の住居の使用用途であるとか、現住居がある土地以外の土地の所有目的といった部分についても前回御議論いただいて、資産価値の算出には使っていないからということで、これは削除妥当であるという御見解を頂きまして、この三つについては例外的に重複是正ということで、今回削除することになっております。

4ページは今の詳細部分ですから、5ページ目に参りまして、ここも2種類aとbがございます。aの方は株式を国内、国外別に把握するというので、工夫と致しましては、年収・貯蓄等調査票の文言を出すところに、その他の中に「外国株式」という文言を新たに追加して、対象を書きいただく方が間違えないようにという工夫をするということで、これも前回妥当であるというお話を頂きました。

ただ、外国株式というものを直接に別枠で把握するという点については、近年、投資信託などを多くの世帯でやっておられるという中で、そういういろいろな商品を組合せて作っているものの中で、国内の株と国外の株がどういうふうに入っているかということについては一般には知り得ないということがありますので、なかなか正確に把握することは、実際問

題としては不可能であるということがございますので、そこについては今のような改善の範囲にとどまり、ほかはちょっと難しいかなという結論になってございます。

bの「宝石・貴金属、美術品、骨董品等」の把握ということでございます。これも8日に簡単には御説明しておりますが、別途、私どもはアンケートを行っております、その中ではこういったものを所有している方であっても、63%のものについて時価の金額が分からないというお話でございました。したがって、持っているものについて、時価金額を調査で聞くというのは、実際にはなかなか困難であろうということがございまして、ここについても断念をしております。

こういったものを持っているのは、買った方がそのまま世帯に残っているかどうかも含めて疑問のところがあるのかなど。先祖の方というか、何代か前の方が買ってそのまま持っているということもあるでしょうし、そういったものの時価を素人の方が把握するのは難しいということは元々ございますので、アンケート等でもそういったことが確認できたと考えております。

簡単ですが、以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

「前回（平成21年）答申等における今後の課題への対応」につきましては、11月8日の第1回の部会審議において、先ほどもありましたように、調査実施者の方から詳しく説明は頂きました。今回改めてもう一度確認ということなのですけれども、御意見等ございますでしょうか。よろしく願いいたします。

すみません、基本的なところなのですけれども、これは貴金属を持っている人の全体的なパーセントはわかりますか。持っている人の中で過半数は時価が分からない、ということだと思うのですが、そうだとすると実際の割合は少ないですね。

○永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 このアンケートは、時間の制約等もあって、詳しく持っている人の状況を知りたかったものですから、持っている人に絞って、事前の振り分けをして、持っている人に絞ってやっておりますので、持っている人の全体の比率というのは分からないのですが、かなり少ない感じではございました。元々業者が持っているモニターみたいなものから更に持っている人だけに絞ってやるということになりましたので、かなり少ないとは思いますが、そこは率としては分かりません。

○白波瀬部会長 今、ここでのポイントは、時価を把握すること自体が難しいので、質問として入れるのは不適當ではないか、という御意見でございます。いかがでしょうか。

ありがとうございます。

では「前回（平成21年）答申等における今後の課題への対応」につきましては、適當であると判断させていただきたいと思っております。対応につきましても、いろいろ御検討いただき、この時点ではなかなか難しいのではないかと結論についても妥當であると判断させていただきます。

それでは、当該変更事項について、本部会の結論は適當とさせていただきたいと思いま

す。ありがとうございます。

それでは、予定の時間よりもかなり早いのですけれども、一通り予定の審議を終了しましたので、本日はこれまでとさせていただきますと思います。

なお、調査実施者におかれましては、前回の部会で宿題となっている事項で、本日説明がなかったものについて、次回の部会で御説明をお願いいたします。

次回の部会におきましては、まず調査実施者から宿題となっている事項について説明いただき、審議をします。その後、事務局である政策統括官室から、本諮問に関わる答申案について説明いただく予定でありますので、十分時間をかけて審議を行いたいと思います。

いつもどおりのお願いではございますけれども、本部会において審議を効率的に行うため、今回の審議を踏まえ、御確認したい事項や御意見等がございましたら、期間がいつもどおり短くて申し訳ないのですが、11月20日水曜日までに、事務局まで電子メール等で御連絡いただければ幸いです。

御指摘の点につきましては、事務局で取りまとめの上、回答を準備して、次回の11月26日の第4回部会資料として提出させていただきますと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、次回の部会日程等について、事務局から御連絡をお願いいたします。

○木村総務省政策統括官付副審査官 次回の部会でございますが、11月26日、来週火曜日の午後3時からとなります。会議室は、この会議室と同じでございます。

部会長からお話しのありました、本日の部会審議についてのお気付きの点や、次回の部会において必要な資料等がございましたならば、時間が短期間で大変恐縮でございますが、11月20日水曜日までに、メール等により事務局まで御連絡を頂きますようお願いいたします。

本日の配布資料につきましては、次回以降の部会におきましても審議資料として使用しますので、お忘れなくお持ちいただきますようお願いいたします。

また、委員、専門委員の皆様におかれましては、お荷物であるようであれば、席上に置いていただければ、次回御用意いたします。

以上でございます。

○白波瀬部会長 本日の部会はこれにて終了いたします。

ありがとうございました。